

# AKWEL グループ 内部告発手順 日付 14.04.2025

AKWEL

EFFICIENT AUTOMOTIVE  
SOLUTION

公開	社内用	部外秘	機密
x			



目的	4
定義	4
適用範囲	5
地理的範囲	4
具体的な適用対象	5
個人フィールド	5
通報の発行	6
通報内容	6
客観性とデータの均衡性に関する適用原則	6
処理される可能性のある個人データのカテゴリ	7
通報者の身元	7
通報対象者の身元	7
通報に記載されている人物の身元	7
通報の検証と処理	7
予備評価	7
通報の処理	7
通報の通知	7
コ	7
ー	7
ル	7
検	7
証	7
通	8
報	8
の	8
処	8
理	8
通報対象者の権利	8
データの保管期間	9
セキュリティと機密	9
通報発行時	9
通報処理中	9
通報の調査と処理中	10
通報保存時	10
不当な使用	10
施行	10
付録-外部レポートの収集と処理のためのフランス国立当局のリスト	11

## 目的

この手順では、親会社及び社長の警戒義務及び倫理的アプローチの一部として AKWEL により実施される内部告発システム(以下アラートシステム)の定義と条件を詳しく説明します。

特に AKWEL グループの従業員が簡単にアクセスできるように、AKWEL コラボレーションポータルと AKWEL Web サイトで公開されています。

この手順は、2020年3月1日の Professional Alert Procedure をキャンセルして、置き換えます。

## 定義

太文字の用語は次のように定義されます。

« **通報者** » 従業員、外部従業員、又はサードパーティの通報を意味します。

« **アドホック委員会** » 許容性を分析し、許容可能と見なされるレポートの処理を管理するグループ内の責任者を指します。

アドホック委員会のメンバーは；

- 倫理担当者
- そして、通報の目的と前後関係に応じて、(i)グループ法務顧問、(ii)グループ財務部長、(iii)グループ人事部長

« **通報** » アラートシステム構造内の通報者により伝達されるいかなる情報も含まれます

« **AKWEL** » AKWEL という会社を意味します

« **AKWEL Group** » AKWEL 及び下記のいかなる会社も意味します

- AKWEL が直接または間接的に資本の一部を保有し、その会社の株主総会における議決権の過半数を付与される場合
- 他のパートナー又は株主と締結した契約により AKWEL が単独で過半数の議決権を保有しており、その会社の利益に反しない場合
- AKWEL が保有する議決権を通じて、株主総会で決議する会社、又は
- AKWEL がその会社の経営、管理、又は監督機関のメンバーの大半を指名又は罷免できる会社

« **従業員** » AKWEL グループのスタッフのいかなるメンバーをも意味します。(従業員、見習い、研修生など)

« **倫理責任者** » AKWEL グループ内で通報を受け取るよう指定された人物。彼はグループの品質部、コンプライアンス部、事業変革・成長支援部のヴァイス・プレジデントです。

« **外部従業員** »

- (i) AKWEL グループ内で雇用関係が終了し、その雇用関係の一部として情報を入手した人
- (ii) AKWEL グループ内で仕事に応募し、この応募の関係で情報を入手した人
- (iii) 外部または臨時的従業員(臨時スタッフ、サービスプロバイダーなど)、経営、管理又は監督機関のメンバー、株主、AKWEL グループの子会社の総会におけるパートナー及び議決権の保有者
- (iv) AKWEL グループの共同請負業者、下請業者、また法人の場合は、共同請負業者及び下請業者の経営、管理又は監督機関のメンバー及びその従業員



「第三者」一般人又は、倫理に関心のある私法に基づく法人（協会、労働組合、NGO等）

「通報対象者」通報の対象者を意味します

## 適用範囲

### 地理的範囲

本アラートシステムは、AKWEL グループに適用されます。

フランス以外の国にある AKWEL グループの子会社は、国内法を考慮して、この手順を現状のまま適用できるかどうかを判断する必要があります。

調整が必要な場合、AKWEL グループの法務部と協議の上、調整する必要があります。現地の法律が本アラートシステムに適合しない場合、現地の制度を採用する必要があります。

### 具体的な適用対象

アラートシステムは、グループに適用される規則の違反を構成する可能性のある行為又は状況に対処する必要があります。例えば、

- (i) 犯罪または違反
- (ii) 公益への脅威又は深刻な危害
- (iii) フランスによって正式に批准又は承認された国際公約又は、そのような公約に基づいて取られた国際機関の一方的な違反又は、違反を隠蔽しようとする試み
- (iv) 法律又は規制の違反又は、違反を隠蔽しようとする試み（EU 一般データ保護規則、除法窃盗或いは漏洩、データの正確性、有効性、秘匿性に対する損害を含む）
- (v) AKWEL 倫理憲章の違反
- (vi) 贈収賄又は取引に影響を与える可能性がある場合の AKWEL の反贈収賄規約及び反取引影響力規約への違反
- (vii) AKWEL グループの活動及び、その活動に起因する下請業者やサプライヤーの活動の結果として、人権と基本的自由、**個人データ管理、文書及び情報の保護**、個人の健康と安全、又は環境に対する重大な攻撃又はリスク

例えば、通報は、詐欺、汚職、利益相反、会計及び金融犯罪、反競争的慣行、職場での差別と嫌がらせ、労働安全衛生、環境保護、及び人権、**データの窃盗そして、或いは漏洩**などに関連している可能性があります。

国防の秘密、医療の秘密、司法審議の秘密、司法捜査の秘密、弁護士と依頼者間の守秘義務の対象となる事実、情報、文書は、それらの形式や媒体に関わらずアラートシステムの範囲から除外されます。

### 個人フィールド

アラートシステムは、従業員及び外部従業員 (i) 専門的活動を通じて持つ知識又は、知り得た情報を持つ者 (ii) 直接の金銭的補償無しに誠意を持って行動する者、が具体的な適用対象に従い通報を発行するために使用されます。

また、「**具体的な適用対象**」の(vii)に対する違反に対して、直接の金銭的補償無しに誠意を持って行動する第三者にも適用することができます。

従業員、外部従業員、及び第三者によるアラートシステムの使用はオプションです。後者は、アラートシステムを使用したり、内部通報を作成した後、又は直接のどちらでも下記に示す外部に対して通報を作成したりすることができます。（以下、外部通報）

- 司法当局
- 通報者を司法当局、又は事案に最適な機関に導く権利擁護者
- 関係する分野に従って通報を処理する権限のある公的機関。関連する国家機関は、この手順書の附属書に記載されています
- 欧州連合法違反を通報した人の保護に関する 2019 年 10 月 23 日付けの指令の範囲内にある違反に関する情報を収集する権限を持つ欧州連合の機関、団体、事務所又は代理店

専門的活動の過程で情報が取得されなかった場合、通報者はそれについて個人的な知識を持っていなければなりません。

収集された事実は、上記の領域に厳密に限定されており、AKWEL グループ内で発生した、又は発生する可能性が非常に高い事実に関連している必要があります。

アラートシステムの範囲に含まれない通報の場合、従来の情報伝達経路を使用する必要があります。

アラートシステムを使用していない従業員に対して懲戒処分を行うことはできません。

さらに、アラートシステムを誠実に使用すると、事実が後で真実でないか、フォローアップがないことが判明した場合でも、通報者を懲戒処分することはできません。アラートシステムの誤用の場合は除きます。

## 通報の発行

このアラートシステムにより、従業員、外部従業員、又はステークホルダーは、このシステムの範囲内にある通報を作成できます。

上記で定義された適用対象の領域で違反に気付いた従業員は、事実を報告します。この目的のために、従来の情報伝達経路である上司への報告、又は従業員代表機関などを使用する可能性は残されています。

もし直接又は間接のマネージャーに報告することが、困難である、報告しない、又は適切にフォローアップされない可能性がある場合は、従業員はアラートシステムの一部として事実を通報するか、外部通報を実行することを決定できません。

アラートシステムは口頭通報を行う可能性を提供していません。通報者は次の方法で通報を送る必要があります (i)AKWEL Web サイト上の AKWEL Group コラボレーション Web サイトにある通報書式を使用、(ii)倫理担当者に宛てて送付

- 次のアドレスに E メール: [ethics@akwel-automotive.com](mailto:ethics@akwel-automotive.com)

又は

- 次の住所に郵送で AKWEL

Quality, Compliance, Transformation Department – Ethics Alert

975 Route des Burgondes

01410 Champfromier – France

封筒に「CONFIDENTIEL」（機密）と明記してください。

## 通報内容

---

### 客観性とデータの均衡性に関する適用原則

通報を作成するとき通報者は、客観性とデータの均衡性の適用原則を尊重する方法で、主張されている事実を説明する必要があります。

- ・すべての通報は客観的、正当かつ適切である必要があります。またアラートシステムの適用範囲に直接関係している必要があります
- ・対象となる人の行動の価値観に対する評価や主観的なコメントは考慮されません
- ・行為は明確、簡潔かつ網羅的に記載する必要があります。後者の場合、供述は申し立てられた行為を検証するために厳密に必要なものに限定されなければなりません
- ・通報対象行為の性質を説明するために使用される表現は、その推定される性質を示すものでなければなりません

通報フォームに加えて、通報者は通報された行為を裏付ける可能性のある情報や文書を、フォームや媒体に関係なく添付する必要があります。

### 処理される可能性のある個人データの 카테고리

本アラートシステムの枠組みにおいて、個人データは次に関連するデータのみが記録されます。

- ・通報者の ID、役職、連絡先の詳細
- ・通報対象者の ID、役職、連絡先の詳細
- ・通報に記載されている人物の ID、役職、連絡先の詳細
- ・通報を処理する人物の ID、役職、連絡先の詳細
- ・通報された事実
- ・通報行為を検証する過程で収集された情報
- ・検証作業の結果
- ・通報に関して取られた行動

### 通報者の身元

原則として、通報者は通報時に身元を明らかにする必要があります。

この識別には、次のようないくつかの利点があります。

- ・通報者の効果的な保護を確保する
- ・追加情報を取得するために通報者に連絡する可能性を開くことにより、通報のより良い取り扱いを確実にする

通報者は、通報を発行する権限を与えられた人物のカテゴリの 1 つに属していることの証拠を提供します。この目的のために、倫理担当社は通報者に追加情報を要求することができます。

例外的に、通報は匿名で作成される場合があります。この場合、通報された事実の重大性が確立され、事実の要素が十分に詳細である場合にのみ扱われます。

この通報は、アラートシステムの枠組み内での配布の適切性に関する倫理担当者による審査として、最初の受信者による事前評価などの特別な予防処置を講じて取り扱われます。

通報者を特定する可能性のある情報は、倫理担当者のみが知ることになります。この情報は機密扱いされ、司法当局を除き、通報者の同意がある場合にのみ開示されます。

### 通報対象者の身元

通報対象者の身元を特定可能な要素は機密として扱われ、司法当局を除き、通報内容の検証が確立された場合のみ開示されます。

### 通報に記載されている人物の身元

通報に記載されている人物を特定する可能性のある要素は機密として扱われ、司法当局を除き、通報内容の検証が確立された場合のみ開示されます。

## 通報の検証と処理

### コール検証

#### 予備評価

倫理担当者が通報を受け取った後、倫理担当者はアドホック委員会の 1 人以上のメンバーの支援を受けて通報の予備評価を行います。

この作業によって通報が作成されます。

この予備評価段階では、報告された事実と提供された文書に照らして通報がアラートシステムの範囲内にあるかどうかを検討されます。

明らかにアラートシステムの範囲外にある、深刻ではない、悪意に基づく、または検証不可能な事実に関連する通報は認められません。

#### 通報報告

通報の予備評価後、通報が許可された場合、アドホック委員会は通報の調査を指揮し、関連証拠を収集するためにすべての適切な措置を講じます。適用される法律を厳格に遵守して調査を開始し、特にあらゆる種類の文書証拠及び証言を収集します。

このような調査は、(i)これらの使命を理解するために特別に訓練され、強化された守秘義務と利益相反が無い旨の宣言に署名した社内のチームによって、又は、(ii)専門のスキルを持つ第三者によって実行される場合があります。調査を実施する場合、又は調査に関連する特定の領域（IT、法務、財務、会計、人事等）においても、厳格な守秘義務が課せられます。



これらの人々は、その地位又は役職によって、任務を遂行するための十分な能力、権限及び手段を持たなければならない。

彼らは必要に応じて、通報の調査に必要な追加情報を取得するために通報者に連絡することができます。

## 通報の処理

通報の検証完了後、申し立てが真実であると思われ、是正措置が必要な場合、倫理担当者は、関係する法定代理人に連絡し、通報に対して取るべきフォローアップ（懲戒処分及び、又は法的措置）を決定します。

懲戒処分又は法的措置は、適用される法的規定の枠組みの中で実施されます。

関係する法定代理人は、彼が取った措置を倫理担当者に通知しなければなりません。

## 通報の通知

### 通報者への通知

通報を受け取ってから 7 日以内に、倫理担当者は、受領の確認を電子メールで、又は受領の確認を書面で、下記について通報者に通知するものとします。

- 正しく通報を受領したこと
- 通報を確認するために必要な期間。この期間は合理的かつ予測可能である必要があり、いかなる場合でも、通報の受領を認識した日付から 1 か月を超えることはできません
- 通報の許容性が検討された後、通報に対して講じられるフォローアップについて
- 通報にアクセスし、修正する権利

通報の許容性を確認した後、倫理担当者は、受領確認を伴う電子メール又は受領確認を伴う書面により、通報に対するフォローアップについて通報者に対し通知します。必要に応じて、さらなる処置を講じることなく、通報が認められない理由と分類を通知します。

通報の許容性の検証後、通報が許容可能であり、そこに含まれる主張が真実であると思われる場合、倫理担当者は通報の受領確認日から 3 か月を超えない合理的な期間内、又は受領確認がない場合、通報後 7 営業日の満了から 3 か月以内に下記について通報者に書面で通知するものとします。

- (i) 申し立ての正確性と申し立ての理由を評価するために想定または講じられている措置
- (ii) 通報の主題を是正するために想定または取られた措置とその理由

通報の処理中に、申し立てが不正確又は根拠のないものであるか、通報が無関係になった場合、倫理担当者はそれを容認できないと宣言し終了させることができます。

倫理担当者は通報を終了し、その決定の理由を書面で通報者に通知するものとします。

通報者へ通知するこれらの義務は、匿名の通報の場合には適用されません。

## 通報関係者への通知

通報関係者は、コンピューター化されたかどうかにかかわらず、それらに関するデータ（申し立てられた行為、通報の処理等）が記録された時点で倫理担当者から通知を受けます。

ただし、特に通報に関する証拠隠滅を防止するために暫定処置が必要な場合は、これらの措置が実施された後にのみ通報関係者に通知されます。

通知は書面で作成され、受領確認とともに電子メール又は書面で発送される必要があります。アラートシステムに責任を持つ組織、申し立てられた行為、通報を受領及び、データへのアクセスと修正の権利を行使するための手順に責任を負う組織が明記されます。通知には、この手順のコピーが添付されます。

## 通報対象者の権利

通報に関するデータは、個人データ保護における適用規制を尊重して、破棄、保管、又はアーカイブされます。

アラートシステムで特定される人はすべて、自身に関するデータにアクセスする権利及びデータが不正確、不完全、曖昧、又は期限切れの場合、修正又は削除を求める権利があります。

これらの人々は、正当な理由で、データの処理に反対することもできます。

いかなる状況においても、通報対象はそのアクセス権に基づいて、倫理担当者、アドホック委員会のメンバー、又は通報の調査と処理を担当する者から、通報者の身元に関する情報を受けることはできません。

通報者は、自身に関する不正確、不完全、曖昧、期限切れの個人データを修正、補足、更新、ブロック、又は削除する権利があります。通報者は、正当な理由に基づき、個人データへのアクセス、問い合わせ、処理に対して反対する権利があります。

これらの権利は、次のアドレスにメールを送信することで実行できます。 [ethics@akwel-automotive.com](mailto:ethics@akwel-automotive.com)

通報の処理の一環として、通報者又は通報関係者に関する個人データは、欧州共同体の外に転送される場合があります。転送されたデータは、特に欧州委員会によって承認された標準的な契約条項の署名によって保護され、関係者に通知されます。

## データの保管期間

通報に関するデータは、有効な規定に準拠し、倫理担当者により破壊、保管又はアーカイブされます。

法的規定が存在しない場合、次の保管期間が適用されます。

倫理担当者が許容不可と判断した通報に関するデータは、直ちに破壊、又は匿名化処理後にアーカイブされます。

確認の対象となった通報に関するデータは、懲戒手続きや法的手続きが適用されない限り、確認作業が終了してから 2 か月以内に倫理担当者がデータを匿名化処理した後でアーカイブされます。

通報対象者又は不当な通報者に対し懲戒手続き又は法的手続きが取られた場合、通報に関するデータは既判力のある決定が下されるまで、適用法に準拠して倫理担当者により保管されます。

アーカイブの対象となるデータは、係争手続きの期間を超過しない期間、アクセスが制限された別の情報システム内に保管されます。

## セキュリティと機密

### 通報発行時

通報を発行するとき、通報者は、AKWEL グループ内で指定された技術的及び機密保持手順を遵守し、通報、関連する行為及び後述する第三者に関連するすべての情報と文書の厳格な機密性を確保することを約束します。

### 通報処理中

倫理担当者だけが [ethics@akwel-automotive.com](mailto:ethics@akwel-automotive.com) のメールアドレスにアクセスできます。

倫理担当者は、内部通報の下で受け取った書面を開き、受け取った通報の許容性確認作業を行う権限を与えられた唯一の人物です。

通報が倫理担当者以外の誰かに渡された場合、書面は遅滞なく倫理担当者に転送される必要があります、その人は通報の受領に関しては厳格な機密保持の制限を受けます。

倫理担当者は、通報者の身元、通報対象者及び通報関係者及び通報のすべての受信者によって収集された情報に対して厳格な機密保持を保証します。

### 通報の調査と処理中

通報の調査と処理の一環として、通報を処理する権限のある人は、機密保持の義務を負い、通報で言及されている事実及びその中で言及されている人物に関連するすべての情報と書類（収集、伝達、保管されているかどうかにかかわらず）の厳格な機密性とセキュリティを維持するために必要なすべての予防措置を講じます。

AKWEL はすべての措置を講じて、それを知る権限のないスタッフメンバーのこの情報へのアクセスを防止します。

### 通報保存時

倫理担当者は、通報の一部として収集された要素を安全に保管することを約束します。

## 不当な使用

故意又は悪意を持って虚偽又は不正確な情報を伝達するなど、執拗な通報を発することでアラートシステムを悪用する通報者は懲戒処分及び法的措置の対象となります。

## 施行

このアラートシステムは、2025年4月14日に発効します。

## 付録-外部レポートの収集と処理のためのフランス国立当局のリスト

### 1. 政府調達

- ・フランスの汚職防止庁( AFA )、倫理違反
- ・競争、消費者問題、不正防止総局( DGCCRF )、反競争行為担当
- ・競争当局、反競争的行為に対するもの

### 2. 金融サービス、製品、市場、マネーロンダリングとテロ資金調達の防止

- ・投資サービス及び市場インフラプロバイダー向けの金融市場当局( AMF )
- ・信用管理及び破綻処理局( ACPR )、信用機関及び保健機関向け

### 3. 製品の安全性とコンプライアンス

- ・競争、消費者問題及び不正防止総局( DGCCRF )
- ・中央武器爆発物局( SCAE )

### 4. 輸送の安全性

- ・民間航空総局( DGAC )、航空輸送安全
- ・陸上輸送事故調査委員会( BEA-TT )、陸上輸送の安全性(道路及び鉄道)
- ・海事、漁業、養殖総局( DGAMPA )、海上輸送の安全

### 5. 環境保護

- ・環境と持続可能な開発の一般査察( IGEDD )

### 6. 放射線防護と原子力安全

- ・原子力安全局( NSA )

### 7. 食品安全:

- ・食糧、農業・農村地域総合評議会( CGAAER )
- ・国家食品・環境・労働安全庁( ANSES )

### 8. 公衆衛生

- ・国家食品・環境・労働安全庁( ANSES );
- ・フランス国立庁 (サンテパブリック・フランス、SpF)
- ・上級保健局( HAS )
- ・生物医学庁
- ・フランス血液施設( EFS )
- ・核実験被害者補償委員会( NDTC )
- ・社会問題総監察局( IGAS )

- ・ 国立保健医療研究所( INSERM )
- ・ 医学実践のための医師大学全国評議会
- ・ マッサージ師・理学療法士の職業実践のためのマッサージ師・理学療法士大学全国評議会
- ・ 助産実践のための助産師大学全国評議会
- ・ 薬局実践のための薬剤師大学全国評議会
- ・ 看護実践のための看護師大学全国評議会
- ・ 歯科外科医の職業実践のための歯科外科医大学全国評議会
- ・ ペディキュア足病医の職業訓練のための、ペディキュア足病医全国評議会
- ・ 獣医の実践のための全国獣医師会評議会

## 9. 消費者保護

- ・ 競争、消費者問題及び不正防止総局( DGCCRF )

## 10. プライバシーと個人データ、ネットワークと情報システムのセキュリティ

- ・ 国家情報自由委員会( CNIL )
- ・ 国家情報システムセキュリティ局( ANSSI )

## 11. 欧州連合の経済的利益に影響を与える違反

- ・ フランスの汚職防止庁( AFA )、倫理違反
- ・ 財政総局( DGFIP )、付加価値税詐欺
- ・ 関税・間接関税総局( DGDDI )、関税不正行為、反ダンピング関税等

## 12. 国内市場違反

- ・ 競争、消費者問題、不正防止総局( DGCCRF )、反競争行為担当
- ・ 反競争的行為及び国家援助のための競争当局
- ・ 財政総局( DGFIP )、法人税不正行為

## 13. 国防省主導の活動

- ・ 陸軍総司令部( CGA )
- ・ 軍事監察官大学

## 14. 政府統計

- ・ 公的統計局( PSA )

## 15. 農業:

- ・ 食糧・農業・農村地域総合評議会( CGAAER )



**16. 国立及び高等教育**

- ・ 国家および高等教育オンブズマン

**17. 個人及び集団の労使関係、労働条件**

- ・ 労働局 ( DGT )

**18. 雇用と職業訓練**

- ・ 雇用及び職業訓練総代表団 ( DGEFP )

**19. 文化**

- ・ 建築家の職業実践のための建築家勲章全国評議会;
- ・ 公売に関して競売会社に助言する

**20. 政府、地方自治体、公共機関、公共サービス機関の権利と自由**

- ・ 権利の擁護者

**21. 子供の最善の利益と権利**

- ・ 権利の擁護者

**22. 差別:**

- ・ 権利の擁護者

**23. 警備活動に従事する人の倫理**

- ・ 権利の擁護者

**AKWEL**

---

**AKWEL-AUTOMOTIVE.COM**

---

975, route des Burgondes  
01410 Champfromier  
France  
TEL +33 (0)4 50 56 98 98